

これが「企業の労働110番」です



(一社) 名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部長
RSTトレーナー 石田 和彦

～事業場ごとに組織的な管理を～ 安全衛生管理体制について

梅雨晴れのある朝、最初の着信コールが鳴った。「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の取締役管理部長さん

管理者等は必要ですか」とのご相談でした。労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を確保するため、事業場の規模、業種等にに応じて、総括安全衛生管理

者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任等、また、中小規模事業場（10名以上50名未満）にあつては、安全衛生推進者、衛生推進者の選任を義務づけています。

でした。「当社では、このたび業務の一部分を分割し、別会社を小牧市につくりました。18名の製造業の工場ですが、安全衛生の

その他の業種についても安全推進者の配置が望まれます。それぞれの管理者等については、法令等で職務が決まっており、それに基づく活動を行う

必要がありません。今回のご質問では「安全衛生推進者」の選任が必要で、職務内容についてもご説明しました。



ここでいう事業場（法律の適用単位）とは、企業全体ではなく、独立した生産活動を行う工場、支店、建設工事現場等となっています。

また、事業者とは、会社の場合法人そのもの、個人経営の場合はその経営者のことを言います。なお、「労働者数10名

未滿の事業場は、管理者などいなくてよい」ということではありません。管理者・担当者を定めた方が活動を進めやすいため、ぜひ決めていただき、安全・衛生活動を推進してください。もちろん代表者自らが管理者・担当者になっても構いません。

に行わない場合は、法違反となるのはもちろんのこと、そのことで、職業性疾病を含む労働災害が発生した場合、あるいは、過労死等業務によって労働者の健康が阻害された場合、事業場の行うべき安全配慮義務を果たさなかつたとして、民事上の莫大な損害賠償を請求されることもあります。

労働者の安全と健康を守ることは、企業経営にとって欠くことができないもので、職場環境に即した実践的な安全衛生活動を推進することには、非常に大切なこととです。このためには、まず安全衛生の要となる各種安全衛生管理者等を中心とした、安全衛生管理体制の整備が重要です。もし、管理者等が未選任、あるいは職務を充分

当協会では、安全衛生管理者等の養成、能力向上に関わる主要な法定講習・教育等を開催しています。該当の管理者等が未選任、未教育の事業場におかれましては、適法な安全衛生管理の実施のため、ぜひともご受講ください。詳細につきましては、本紙同封の「各種安全衛生管理者養成講習会」案内をご覧ください。

イラスト・木村武司